

議案第 4 6 号

市道路線の認定，廃止及び変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき，市道路線の認定，廃止及び変更を別紙のとおり行うものとする。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

1. 市道路線の認定

No.	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)	
1	中央地区 847 号線	笹野町 1 丁目 笹野町 1 丁目	3172 番 11 番	16 地先 5 地先	6.00 52.94	
2	田彦地区 363 号線	田彦 田彦	字 後原 字 後原	675 番 675 番	12 地先 9 地先	6.00 64.43
3	津田・枝川地区 443 号線	市毛 市毛	字 原坪 字 原坪	819 番 819 番	14 地先 9 地先	6.00 93.72
4	津田・枝川地区 444 号線	市毛 市毛	字 原坪 字 原坪	822 番 822 番	27 地先 28 地先	2.00 41.02
5	勝倉・三反田地区 534 号線	三反田 柳沢	字 坏 字 下瀬	5464 番 1226 番	2 地先 1 地先	4.00 2639.10

2. 市道路線の廃止

	路線名	起 終	点 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	中央地区 414 号線	中根 中根	字 芝野 字 枯松戸	2451 番 1 地先 3559 番 口 地先	2.20 550.51

3. 市道路線の変更

No.	路線名		起 終	点 点		幅員 (m)	延長 (m)	
1	1 級 3 号線	変更前	武田 勝田本町	字 長堀 字	1119 番 1255 番	1 地先 10 地先	15.00~20.00	641.54
		変更後	武田 勝田本町	字 長堀 字	1117 番 1255 番	4 地先 10 地先	15.00~20.00	716.80
2	1 級 4 号線	変更前	高場 高野	字 東向 字 栗河野		地先 地先	18.00	462.63
		変更後	高場 高野	字 東向 字 栗河野	576 番	6 地先 地先	18.00	530.21
3	1 級 5 号線	変更前	稲田 高場 1 丁目	字 橋本 字	411 番 10 番	7 地先 1 地先	18.00	1450.94
		変更後	稲田 高場	字 橋本 字 東向	411 番 545 番	7 地先 2 地先	18.00	1510.81
4	湊北部地区 416 号線	変更前	新光町 新光町	字 字	106 番 605 番	2 地先 27 地先	16.00	711.28
		変更後	新光町 新光町	字 字	106 番 552 番	2 地先 50 地先	16.00	1443.06